

運賃について

①運賃

旧町村内：200円 旧町村をまたぐ場合：300円（いずれも1乗車あたり）

※神岡～猪谷間、角川駅～宮川については、旧町村内料金とする。

②中学生以下の料金の設定について（中学生以下のスクールバス利用は無料）

1. 幼児の料金：無料
2. 小学生の料金：半額
3. 中学生の料金：通常料金

③定期等について

1. 高校生定期の設定

旧町村内：4,000円 旧町村をまたぐ場合：6,000円（いずれも1ヶ月あたり）

2. 一般定期の設定

旧町村内：6,000円 旧町村をまたぐ場合：9,000円（いずれも1ヶ月あたり）

3. 高校生の通学に対する乗継料金の設定について

JRの古川～猪谷間、濃飛バス路線の古川～神岡間の定期を持っている場合は、乗り換えする市営バス料金を半額とする。

※市営バスから市営バスへの乗換えについても、幹線から市営バスの乗換えの例にそって運用する。

上記に加え、通学のために定期券を3路線（幹線含む）以上利用する必要がある場合、定期料金についてのみ3路線目以降の市営バス料金を無料とする。

4. シルバーフリー定期の設定

旧町村内：4,000円 旧町村をまたぐ場合：6,000円（いずれも1ヶ月あたり）

対象者：飛騨市在住の65歳以上の方

期間：1、3、6ヶ月

区間：飛騨市内全路線（飛騨市内区間のみ有効）※河合・宮川乗合タクシーは除く

5. 1日乗車券について

旧町村内の移動：400円 旧町村をまたぐ場合：600円（いずれも1日あたり）

対象者：飛騨市内公共交通利用者

期間：指定する1日のみ有効

区間：飛騨市内全路線（飛騨市内区間のみ有効）※河合・宮川乗合タクシーは除く

⑤運賃及び定期券料金の割引について

身体障がい者等（※1）や、児童福祉法の適用者（※2）の料金：半額

（運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複の割引をしない）

※1 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事（政令指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳または精神保健及び

精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人（介護人は当市において介護の必要を認めた場合に限り）

※2 児童福祉法第 12 条の 4 及び第 41 条から第 44 条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人（付添人は当市において付添いの必要を認めた場合に限り）

⑤運賃計算方法について

運賃計算上の端数は 10 円単位とし、5 円以上は切り上げ、5 円未満は切り捨てる